

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（12万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、令和4年度住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。10万円（国制度分）に広尾町独自支援分2万円を上乗せし、1世帯あたり12万円を支給します。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり12万円

給付金の支給時期

広尾町役場が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

広尾町役場から
確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

基準日時点で住民登録のある市区町村から
確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年6月20日（月）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

※令和3年度非課税世帯など、すでに臨時特別給付金（10万円）を受給済みの世帯は本給付金の対象にはなりません。ただし、広尾町独自事業による給付金がありますので必ず裏面「III」をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、広尾町役場（保健福祉課）から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、返信してください。



(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、広尾町役場（保健福祉課）の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、広尾町役場（保健福祉課）の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（広尾町の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137万円8千円以下

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

III 【町独自支援】すでに臨時特別給付金を受給済みの世帯

- すでに臨時特別給付金（10万円）の支給を受け、令和4年6月1日現在で広尾町に住民登録がある世帯に2万円を支給します。
- 対象となる世帯には、広尾町役場（保健福祉課）から案内はがきが届きます。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00

広尾町役場保健福祉課福祉係

01558-2-0172

受付時間 平日8:30~17:15